

ふくおか@ふくし

Welfare of Fukuoka



今号の内容

- 特集 民生委員制度創設100周年
- 平成29年度 福岡県社会福祉協議会事業計画
- 赤い羽根共同募金
- キラリ☆地域のふくしびと (Vol.6)
- ふくふくInfo

p 1
p 4
p 7
p 9
p 10

民生委員制度創設 100 周年を記念して、
どんたくパレードでアピール！（関連記事1頁）

じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金

この広報誌は、一部共同募金の
配分金を受けて発行しています。



民生委員制度のこれまでとこれから ～創設100周年を迎えて～

民生委員制度は、平成29年5月12日に制度創設100周年を迎えました。

大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」がその源となり、日本独自の地縁を中心とした地域の共同体における助け合いの仕組が100年前から存在しています。法律で定められた全国的な福祉のボランティアは、世界的にも稀有であり、日本の誇れる制度です。本号では、民生委員の役割や歴史、100周年の取組について紹介します。

■ 民生委員・児童委員とは

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定められた児童委員を兼ねています。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。（必要な経費の一部は活動費として市町村から支弁されます。）

国民全てが相談や支援を受けられるよう、全国で約23万人、福岡県内では約9千2百人の民生委員が各市町村で活動しています。

主な活動内容は、子どもから高齢者まで、地域住民の様々な相談に応じ、専門機関につないだり、支援に必要な情報を提供します。また、安否確認や訪問活動、児童登下校時の見守りを行うなど、**地域の中の身近な相談相手、見守り役として、地域の安心安全を支えています。**

■ 主任児童委員とは

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員です。子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を進めるために、平成6

年1月に制度化されました。

それぞれの市町村において担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育て支援や児童健全育成などに取り組み、**地域ぐるみで子育てを進めるための活動を行っています。**

全国で約2万3千人、福岡県内では約970人が活動しています。

■ 民生委員・児童委員には 守秘義務があります

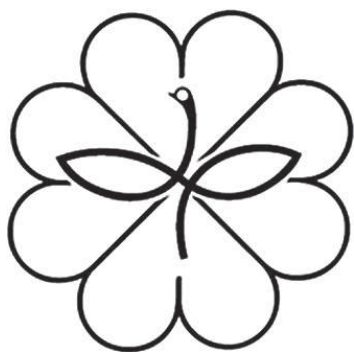
民生委員・児童委員には、職務上知り得た秘密を守る守秘義務があるので、誰でも安心して相談できます。（民生委員法第15条に規定）



■ 民生委員児童委員マーク

民生委員児童委員マークは、昭和35年に公募で選ばれました。

委員徽章などに用いられているこのマークは、幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す「双葉」を組み合わせ、平和のシンボルである鳩をかたどることで、**愛情と奉仕の心を表しています。**



■ 活動内容

1 地域住民からの相談への対応

高齢者や障害者、子育て世帯など、地域住民からの生活上のさまざまな相談に応じます。その内容によって行政による支援につないだり、適切な福祉サービスを紹介するなど、課題解決に協力しています。

2 高齢者や障害者世帯等の訪問、見守り

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害者世帯等を定期的に訪問し、相談に応じたり、犯罪被害防止等の見守りを行っています。

3 子どもたちの安全を守る活動

子どもたちが交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、登下校時の見守りや声かけ、通学路周辺のパトロール活動などを行っています。



4 行政からの要請に基づく調査協力

市区町村行政からの要請に基づく高齢者の状況調査をはじめ、福祉事務所や児童相談所などが行う住民へ

の福祉サービスにかかわる業務に協力しています。

5 ふれあいいきいきサロン・子育てサロンの運営協力

高齢者や子育て中の親が地域で孤立することがないように、居場所づくり、仲間づくりを目的とした「サロン事業」の運営に協力しています。

6 学校との連携

子どもたちの健やかな育ちを支援するため、学校行事への参加や福祉教育への協力、課題のある家庭への訪問を行っています。

7 災害時要援護者の支援態勢づくり

地域ごとに設置されている民児協組織の一員として、町内会・自治会等と協力しながら、高齢者や障害者などの災害時に援護が必要な人たちの避難支援態勢づくりのために、要援護者台帳の作成や避難支援者の確保などを進めています。

福岡県民生委員児童委員協議会の記念事業

民生委員制度

創設100周年記念大会

民生委員児童委員信条

- 一、わたくしたちは
隣人愛をもって
社会福祉の増進に
努めます
- 一、わたくしたちは
常に地域社会の実情を
把握することに
努めます
- 一、わたくしたちは
誠意をもってあらゆる
生活上の相談に応じ
自立の援助に努めます
- 一、わたくしたちは
すべての人々と協力し
明朗で健全な地域社会
づくりに努めます
- 一、わたくしたちは
常に公正を旨とし
人格と識見の向上に
努めます

第56回博多どんたく

パレードへの参加

去る5月4日（木）に開催された博多どんたくパレードに、県内で活動する民生委員・児童委員200名が「民生委員制度創設100周年記念 福岡県・福岡市民生委員児童委員どんたく隊」として参加しました。

当日は晴天に恵まれ、博多・天神の街中を行進しながら、100周年記念の横断幕を掲げて民生委員活動を元氣いっぱいアピールしました。



制度創設100周年にあたって

福岡県民生委員児童委員協議会

石橋壯児 会長（春日市）

民生委員活動に携わって30年余り、常に地域を見守り続けてきた石橋会長。福岡県民生委員児童委員協議会の会長として、政令市を除く福岡県内の民生委員・児童委員活動を牽引する立場から、時代の変遷と共に変化し続けてきた制度の歴史や現在の課題、今後の抱負を語っていただきました。



時代と民生委員活動の変遷

私が民生委員になった頃は、主に身近な相談の相手や声かけを行っていました。これは今と変わりませんが、当時は生活保護の方の聞き取り

や意見書の記入、通知書の配達を兼ねた見守りを中心に行っていました。民生委員法が平成12年に改正され、その性格が「名誉職」から「住民の立場に立った相談、援助者」となつて、**地域福祉の担い手としてますます期待される**ようになりました。同時に国の福祉の在り方も大きく変わって介護保険制度が始まり、その後、障害者、子ども、生活困窮者の問題など、あらゆる地域の問題に民生委員が関わるようになりました。特に子どもを巡る問題は、平成6年に主任児童委員制度が創設された経緯を見ても、年々大きくなり支援が必要な分野だと思っています。

現在直面している課題

今の民生委員はとても多忙だと感じます。この実態を踏まえた上で、**活動環境の整備**をしていかないと、熱心な人ほど燃え尽きてしまいます。長く続けていただいたためにも、この問題は考えていかないといいけません。また、活動の中で、様々な関係機

関や主任児童委員と民生委員・児童委員の連携が求められています。それを円滑に行うための関係づくり、ここが難しいところです。パートナーであるべき行政との連携も含め、皆で考えていかないといいけない課題です。

今後の抱負について

住民の皆さんが、「安心」「安全」な地域で暮らすことができるよう、活動を続けていきたいと思っています。「おはよう」「こんにちは」といった言葉が気軽に交わされるような**地域の「輪（和）」づくり**。これを、私たちの民生委員・児童委員だけではなく、地域ぐるみで考えていくような地域にしていきたいと思っています。子どもの問題にも、より重点的に関わっていきたいと思います。他にも老々介護や認知症の方への支援等、色々ありますが、皆で考えていきましょう。この活動を通じ、地域の中で福祉に関わる担い手がまだまだ少ないと感じます。福祉に興味のある方は大歓迎ですので、是非とも私達と一緒に活動しましょう。

【問い合わせ先】

地域福祉部 地域課
☎092(584)3377

民生委員制度

100年間のあゆみ

2001	2000	1994	1977	1953	1951	1948	1947	1946	1936	1928	1918	1917
児童福祉法改正 ※主任児童委員が法律上に明示 (平成13年)	民生委員法改正 (平成12年)	主任児童委員制度創設 (平成6年)	民生委員・児童委員の日制定 (昭和52年)	民生委員法一部改正 (昭和28年)	「民生委員信条」制定 (昭和26年)	民生委員法公布 (昭和23年)	児童福祉法制定 (昭和22年)	民生委員令公布 (昭和21年)	方面委員令公布 (昭和11年)	方面委員制度が全国に普及 (昭和3年)	大阪府方面委員規程公布 (大正7年)	岡山県済世顧問設置規程公布 (大正6年)

平成29年度 福岡県社会福祉協議会 事業計画

本年度の方針

近年、経済的困窮や社会的孤立等の社会問題が深刻化する中、地域における「つながり」、「絆」の大切さが見直され、その再構築に向けて、官民一体となった取組が求められている。

一方、国では、社会保障と税の一体改革、社会福祉法人制度改革など、社会・経済全般にわたる改革が進められるとともに、地域共生社会の実現のため、地域力強化、公的サービス改革、専門人材の養成等を中心に検討が進められている。

これらを踏まえ、本会では、市区町村社会福祉協議会と協働し、誰もが社会と関わりを持ちながら安心して暮らすことのできる元気な地域づくりを推進するなど、地域福祉活動の充実に努める。

特に、本年は、社会福祉法人の地域における公益的な取組としてのふくおかライフレスキュー事業を市区町村社会福祉協議会及び社会福祉法人・施設、関係機関・団体と連携し、推進する。

また、各社会福祉施設種別協議会との連携のもと、福祉分野の慢性的な人材不足を解消し、福祉サービスの質を高めるため、各社会福祉法人・施設等の経営支援、福祉分野への就業促進、潜在有資格者等の再就職支援、人材定着並びに従事者の資質向上の取組を強化する。

さらに、これまでの被災地支援活動の経験を活かし、日頃から関係機関・団体と協働して地域の防災力の向上に努める。

現在は、県委託事業のほとんどが企画提案公募方式であり、国・県補助事業についても大幅な見直しが行われるなど、本会を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、組織運営の合理化を進め、地域福祉ニーズの確に把握しながら、これまでの実績や関係機関・団体等とのネットワークを活用し、県民福祉の向上のために先駆的な取組や事業の一層の充実に努める。

重点的に取り組む事項

1 地域共生社会を実現するための 地域福祉の推進

(1) ふくおかライフレスキュー事業 の推進

地域における社会福祉法人・施設・市区町村社会福祉協議会等の連携を強化し、それぞれの専門性を活かした支援ネットワークを構築して、生活困窮者等に対する相談・支援事業を行う「ふくおかライフレスキュー事業」を実施し、県内の社会福祉法人が主体的に取り組む「地域における公益的な取組」を推進する。

(2) 市区町村社会福祉協議会との連 携・支援

市区町村社会福祉協議会の役員を対象とした階層別研修会を実施する。

また、社会福祉法人制度改革、生活困窮者自立支援制度、新たな地域支援事業への対応等、地域福祉関連施策の情報収集・提供に努めるとともに、市区町村社会福祉協議会が中核となり、社会福祉法人・施設の関係者と連携・協働して取り組む地域公益事業を通して、役職員の資質向上と地域福祉活動の更なる充実強化に努める。

(3) ボランティア活動の振興と福祉 教育の推進

市区町村社会福祉協議会をはじめ

とする関係機関・団体に対し、情報提供や活動支援を行い、ボランティア活動の振興を図る。

特に本会が実施している「ふくおか“きずな”フェスティバル」やボランティア団体への活動助成等、ボランティア活動支援のより一層の充実に努める。

さらに、昨年度作成した学校向け福祉教育パンフレットと併せて、福祉教育教材「ともに生きる」の積極的な活用を推進する。



ふくおか“きずな”フェスティバル（ステージイベント）の様子

(4) 地域における災害時の取組の強化

関係機関・団体との一層の連携強化を図るとともに、県内が被災した場合に備え、本会と県内市町村社協が協働した災害支援体制の推進を図る。

また、県内市町村社協が行う災害ボランティアセンター運営・支援の

あり方について協議・検討を行う。

(5) 元気な地域づくりの推進

各地域の特性を活かして取り組まれている住民主体の活動を一層推進し、人と人、人と地域のつながりや絆をさらに深め、地域住民や関係機関・団体の協働による誰もが安心して暮らせる元気な地域づくりを全県域に普及していくため、地域づくりセミナーを開催する。

また、本会が養成研修を行った支え合いマップインストラクターの活動を推進するための調査を実施するとともに、更なる普及に向けた取組を行う。

(6) 民生委員児童委員活動の支援

県民生委員児童委員協議会との連携を強化し、地域福祉活動推進の担い手としての民生委員児童委員の活動を支援する。

また、民生委員制度は、平成29年5月にその源である済世顧問制度が創設されてから100周年を迎える。これを機に全国段階で実施される事業に県民児協と協働して取り組むとともに、本県においても、県民児協の「民生委員制度創設100周年記念事業企画検討委員会」を中心に企画される、本県独自の記念事業の実施に協力する。

2 社会福祉法人・施設の経営支援に関する取組

(1) ふくおかライフレスキュー事業の推進（再掲）

「ふくおかライフレスキュー事業」の提唱団体（社会福祉施設種別協議会等で構成し、社会福祉法人経営者協議会と本会は主管団体）として、個々の社会福祉法人では取り組みづらい課題の解決に取り組める体制の構築を進め、各法人がそれぞれの規模等に応じて協力し合い、効果的に成果を上げることが出来る「地域における公益的な取組」への参加の機会を確保する。

(2) 社会福祉法人・施設に対する研修等の充実

社会福祉法人制度改革、高齢者・障害者福祉の見通しや報酬改定、子ども・子育て支援、社会的養護の充実、防災・防犯対策など社会福祉法人・施設の経営に影響を及ぼす情報の収集・提供に努めるとともに、時宜に適した研修会を実施し、各社会福祉施設を支援する。

3 生活福祉資金貸付制度の適正な運営

(1) 資金貸付の適正化

貸付申請内容の調査を徹底し、生活福祉資金貸付制度の適正な運営に努める。

また、生活困窮者自立支援制度による相談支援と密接な連携を図り、両制度がより効果的、効率的に機能するよう努める。

(2) 債権管理の強化

滞納世帯の自宅訪問や市区町村社会福祉協議会への呼び出しを行い、滞納債権の回収に努める。

さらに、悪質な滞納者に対しては法的手続（支払督促）を行い、債権管理を強化する。

4 福祉・介護分野への就業促進とサービスの質の向上のための取組

(1) 福祉・介護人材確保、定着のための事業の充実

慢性的な人材不足の解消を目的に、福祉人材情報システムを活用した無料職業紹介事業や離職介護福祉士等届出事業の確実かつ適正な実施、ハローワークでの出張相談等に積極的に取り組むとともに、福祉のしごと就職フェアやホリデイガイダンス等を開催する。

また、社会福祉従事者のための福利厚生事業の推進・拡充に積極的に取り組む。

さらに、介護や保育の資格取得を目指す養成施設の学生に対する修学資金貸付事業や介護人材・保育士の再就職支援貸付事業等の適正な運営に努める。

(2) 社会福祉従事者に対する研修等の充実

福祉サービスの質の向上に資するとともに福祉従事者の定着を促進するため、県委託研修事業をはじめと

する福祉従事者を対象とした各種人材養成研修の充実に努める。

5 子ども・子育て支援関係貸付事業の適正な運営

児童養護施設退所者等で、安定した生活基盤の確保が困難な者などに対する自立支援資金の貸付事業や高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親の自立を促進するための資金貸付事業の適正な運営に努める。

6 福祉サービス利用者の利益の保護に関する取組

(1) 日常生活自立支援事業の充実

判断能力が不十分な福祉サービス利用者の利益保護を目的とする本事業について、全市町村での取組を目指して、事業実施体制の機能の拡充を図るとともに、業務支援システムの活用による業務の効率化に努める。

(2) 福祉サービス苦情解決事業の充実

福祉サービスに関する苦情解決を図ることを目的として本会に設置されている運営適正化委員会の適正な運営に努める。

(3) 福祉サービス第三者評価事業の推進

福祉サービスの選択に有効な情報を利用者に提供するとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことを目的とした第三者評

働事業の推進に努める。

(4) 地域密着型サービス外部評価事業の実施

認知症対応型共同生活介護の外部評価実施機関として、事業者のサービスの質の向上を目的とする外部評価事業の円滑な実施に努める。

7 高齢者の生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりを進める事業の推進

(1) 第17回福岡県ねんりんスポーツ・文化祭の開催

これまでの成果を十分に踏まえ、市区町村、市区町村社会福祉協議会、老人クラブをはじめ、関係機関・団体と一層の協働を図り、北九州地域を主会場として福岡県ねんりんスポーツ・文化祭を開催する。



ねんりんスポーツ・文化祭（バルーンアートコーナー）の様子

(2) 第30回全国健康福祉祭あきた大会（ねんりんピック秋田2017）への選手派遣

「第30回全国健康福祉祭あきた大会（ねんりんピック秋田2017）」に多数の選手を派遣する。

8 認知症についての正しい理解と見守りの推進

急増する認知症について県民が正しく理解し、認知症の方々が地域の中で安心して暮らせるよう、「認知症について考えるつどい」を開催するとともに、認知症疑似体験や介護講座を通して、正しい介護方法や接し方・見守り方などの普及・啓発に取り組む。

さらに、地域で見守る「認知症サポーター」の拡充を図るため、認知症サポーター養成研修やその講師（キャラバンメイト）を養成する研修等を開催する。

9 広報活動の充実

本会広報誌「ふくおかのふくし」については、社会問題・地域課題の多様化を踏まえ、単なる情報提供にとどまらない積極的な課題提起を含めた誌面づくりに努める。

また、地域福祉推進のための「社協通信」、障害者福祉推進のための「障害者福祉情報」、本会ホームページ「ふくふくネット」の内容充実に努める。



社会福祉施設等で働く方々の“学びたい”を応援します。

福岡県社会福祉協議会では、社会福祉施設等に従事されている方々の資質の向上を目的に研修会を開催しています。階層別研修では、新任職員から管理者までそれぞれの立場に求められる役割を理解し、必要な能力を身につけるために様々な研修を行います。また、感染症予防研修や処遇記録研修等のテーマ別研修や認知症に関する研修や介護支援専門員更新研修などを実施します。研修の詳細は各研修開催日2カ月前を目途に下記ホームページに掲載していく予定です。ホームページから受講したい研修を選択し、開催要綱で研修内容を確認のうえ申込用紙をダウンロードしてお申込みください。

ホームページアドレス <http://www.fuku-shakyo.jp/kenshu/>

※上記へ直接アクセスいただくか、検索サイト（ヤフー、グーグル等）で「福岡県社協」と検索してください。



福岡県社会福祉協議会
ホームページ



福岡県社会福祉協議会 研修課の
ページから受けたい研修を検索



【問い合わせ先】

県民サービス部 研修課

☎ 092(584)3401

開催要綱をダウンロード
申込用紙を本会に送付

平成28年度 赤い羽根共同募金運動に ご支援・ご協力ありがとうございました！



平成28年度 **募金実績** **738,162,488 円**

(一般募金(10月～12月分)と歳末たすけあい募金)

内訳

● 一般募金(10月～12月分)	634,939,648 円
● 歳末たすけあい募金(地域)	87,240,521 円
(県域)	15,982,319 円

※平成29年1月から3月までに実施した「テーマ型募金」等を含む最終実績額は、7月以降に本会ホームページ等でお知らせします。

平成28年度の赤い羽根共同募金運動は、県民の皆様を支えられ、無事に終わることができました。皆様のご協力に心からお礼申し上げます。

福岡県では、県民の皆様から寄せられた浄財の約75%が地域の身近な福祉活動に使われています。また、約3%は大規模災害に備え毎年積み立てており、地域の支えあいの活動から災害時の支援まで様々な活動に役立てられています。

今後とも「じぶんの町を良くするしくみ」である共同募金への変わらぬご支援とご協力をよろしくお願いいたします。



おかげさまで70周年

このロゴマークは、平成29年度に70周年を迎える赤い羽根共同募金運動をアピールするため、平成28年度から2年間活用しています。

<平成28年度共同募金の使いみち>

1 一般募金配分総額 525,485,000 円

- ・ 社会福祉施設 (15 施設) 21,970,000 円
(乳児院、保育所、障害者施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム)
- ・ 社会福祉団体 (25 団体) 26,870,000 円
(児童、障害者、高齢者、更生保護団体、福岡県社会福祉協議会 等)
- ・ 市区町村社会福祉協議会が実施する地域福祉事業 (66 市区町村) 476,645,000 円

2 歳末たすけあい募金配分総額 (①+②) 100,113,981 円

- ①地域歳末たすけあい募金配分金 87,200,981 円
 - ・ 市区町社会福祉協議会が実施する歳末見舞金事業 (20 市区町) 14,020,824 円
 - ・ 市区町社会福祉協議会が実施する地域福祉事業 (31 市区町) 73,180,157 円

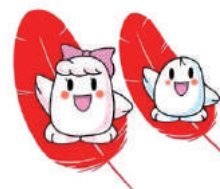
②NHK歳末たすけあい募金配分金 12,913,000 円

- ・ 小規模作業所歳末事業 (92 件) 2,944,000 円
- ・ 「在宅介護者の会」活動支援金 (47 件) 2,350,000 円
- ・ 児童福祉施設支援金 (193 件) 7,250,000 円
- ・ 更生保護施設入所者見舞金 (123 件) 369,000 円

3 災害等準備金積立金 22,144,838 円

※大規模災害時に被災地でのボランティア活動の拠点となる「災害ボランティアセンター」の設置・運営費として活用されます。

※募金の使いみちの詳細については、赤い羽根データベース「はねっと」(<http://hanett.akaihane.or.jp>)をご覧ください。



社会貢献活動を考えている企業や事業所等の皆さんへ 募金百貨店プロジェクトのご提案

～共同募金会と企業が協働して取り組む募金のしくみ～

福岡県共同募金会では、新たな募金方法のひとつとして「募金百貨店プロジェクト」に取り組んでいます。

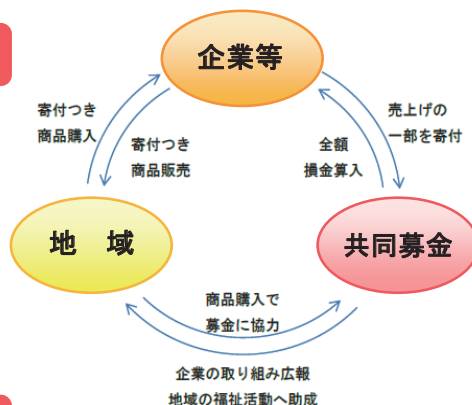
この「募金百貨店プロジェクト」は、企業等が提供する商品やサービスを、地域住民等が購入・利用するごとに、一定の割合で売上の一部を企業等から共同募金会に寄付いただくものです。

企業等、購入者、共同募金のすべてにメリットがあります！

企業等は、既存の商品・サービスで参加でき、社会貢献事業所としてイメージアップにつながります。(本会ホームページ等で紹介) また、企業等が共同募金会へ寄付を行う場合は、その金額のすべてが損金に算入されます。

購入者は、日常生活の中で負担なく、募金を通じて地域に貢献できます。

共同募金会は、継続的な応援者を増やすことで、安定的に寄付金を確保し、地域の福祉活動につなげることができます。



さまざまな商品・サービスで取組が可能です！

福岡県内では、これまで**98社**に協力いただいています。(平成29年4月末現在)

【取組事例の紹介】

- ・パン屋の場合…食パン1斤につき3円を寄付
- ・文房具店の場合…ボールペン1本につき1円を寄付
- ・保険会社の場合…自賠責保険契約1件につき100円を寄付
- ・有料老人ホームの場合…毎月の入居者数に応じて1人あたり500円を寄付

※この他にもさまざまな取組があります。

詳しくは福岡県共同募金会ホームページ

(<http://www.fuku-shakyo.jp/kyobo/index.html>) をご覧ください。



地域の福祉に役立つ
ふんわり食パン

まずはお気軽にご相談ください！

福岡県共同募金会では、この募金百貨店プロジェクトの取組拡大を進めています。

取組にあたっては、企業等と共同募金会の職員が一緒になって企画から覚書の調印、地域住民へのPRなどを行います。



共同募金会へ寄付



【問い合わせ先】

福岡県共同募金会

☎ 092 (584) 3388

E-mail bokin@fuku-shakyo.jp

もうひとつの社会貢献

福岡県共同募金会では、社会貢献できる自動販売機「赤い羽根自販機」の設置にも取り組んでいます。

飲料の売上の一部が自販機業者から共同募金会に寄付されるもので、設置者への販売手数料や電気代などは一般の自動販売機と変わらず、新規設置・置き換えは基本無料です。

設置後の自販機の管理もすべて自販機業者が行いますので、気軽に社会貢献が行えます。

シリーズ

キラリ★地域の

ふくしびと

Vol.6

このコーナーでは、福岡県内で
ふくしの仕事に携わる人の声を
紹介していきます。

現在担当している業務について

幅広い見方と知識が必要

3年前に発足した「かま自立相談支援センター」で、生活に窮する方への支援を担当をしています。

相談者の「困った」という声を聴き、その人の課題に対応できる制度に繋いだり、ときには解決のための仕組みづくりなどをしていくのが今の業務ですが、相談の内容は千差万別なので日々難しさを感じています。もともとケアマネジャーの仕事をしていたのですが、今の業務に就いてから、相談を受ける際の視点が変わり深く持てるようになったと実感しています。例えば、相談のきっかけは「お金がないこと」であって

も、そこに至る背景には、就労、健康状態、家族関係、そのほかにも様々な要素が絡み合っています。ですので、相談の聴き方ひとつとっても、その人の生活全体を捉えて、いろんな角度から掘り下げなければいけないと思います。また、対応にも幅広い知識が必要になるため、制度だけを知っていても充分な対応はできません。ひとつひとつの相談から学ばせてもらうことが本当に多くあります。



かま自立相談支援センター

仕事で大切にしていることは？

ひとりで頑張らないこと

支援をする際には、必ず上司や同僚に相談しながら進めています。嘉麻市社協には、課題解決に向けて、自分なりの見立てはしっかり持ったうえで職員同士が意見を言い合

える関係があるので、困ったときは相談できる、一人じゃない、ということはいつも心強く感じています。

今後の意気込みを聞かせてください

困ったときに思い出してもらえるように

色々な相談に対応するなかで、社協職員として、自分に何ができるかな、ということをよく考えます。相談に来ることができない方や、困っていても支援に繋がっていない方がたくさんいらっしゃいますし、私自身まだまだ分からないことも多く、力不足を感じています。課題はたくさんありますが、これから自分自身もっと成長して、「困ったときは小川に相談しよう!」「小川に相談してよかった!」と思ってもらえる人になりたいです。100人いれば100人が違う思いや考えを持っているし、その全部が絡み合っているのが地域だと思っています。私自身も、困りごとをひとりで抱え込まずに、「我がごと、丸ごと」の地域づくりを目指す嘉麻市社協の一員として、これからも頑張ります。

一つ一つの相談に真摯に向きあいたい!



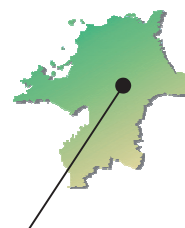
小川 史佳さん

●おがわ ふみか

事業所名: 社会福祉法人 嘉麻市社会福祉協議会

所属: かま自立相談支援センター 主任相談支援員

経験年数: 13年目



●嘉麻市の概要

福岡県中央部に位置し、多様な生態系を保護する山林や河川流域に広がる生産緑地など水と緑が豊かな地域。

人口: 40,218人、高齢化率: 35.1% (平成28年4月1日現在)

(株)ツルハホールディングス様・クラシエホールディングス様から 高齢者・障害者施設へ車いす寄贈



株式会社ツルハホールディングス様・クラシエホールディングス株式会社様から、県内の高齢者・障害者施設など5施設に車いす5台を寄贈いただきました。去る4月21日（金）に本会で寄贈式が行われ、ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本広島第4店舗兼山口・九州店舗運営部 部長 白川寿久氏（写真右）から、寄贈先施設を代表して特別養護老人ホームふるさとホーム施設長 金納理一氏（写真左）へ贈呈されました。株式会社ツルハホールディングス様ならびにクラシエホールディングス株式会社様、ありがとうございました。

福岡県社会福祉協議会のホームページ URL が変わりました

(旧) <http://www.fsw.or.jp/> → (新) <http://www.fuku-shakyo.jp/>

旧 URL にアクセスすると自動的に新しいページに移行しますので、お早めにブックマーク等の変更をお願いします。

サービス水準の向上を目指して、第三者評価の活用を！

平成29年2月から平成29年5月の間に結果を公表した社会福祉施設・事業所は次のとおりです。

◇社会的養護関係施設第三者評価 9件

【児童養護施設】甘木山学園（大牟田市）、門司ヶ関学園（北九州市門司区）、嘉麻学園（嘉麻市）、報恩母の家（岡垣町）、若松児童ホーム（北九州市若松区）

【母子生活支援施設】かほの森（嘉麻市）、アゼリア・宮田（宮若市）、八幡母子寮（北九州市）、百道寮（福岡市）

◇福祉サービス第三者評価 13件

【保育所】わかば保育園（福岡市博多区）、福岡市立那珂保育所（福岡市博多区）、アスク東比恵保育園（福岡市博多区）、本郷保育園（大刀洗町）、入部保育園（福岡市早良区）、田主丸保育所（久留米市）、大堰保育園（大刀洗町）、鯉田保育園（飯塚市）、中村学園大学附属おひさま保育園（福岡市西区）

【障害児・者施設】サンハウス（福岡市西区）

【特別養護老人ホーム】サンガーデン（福岡市西区）、とばた（北九州市門司区）

【養護老人ホーム】篠原の里（糸島市）

高齢者・障害者・児童など各福祉サービス（社会的養護関係施設を除く）の第三者評価受審は、義務ではなく自発的に取り組むことに意義があります。利用者の皆様に安心して質の高い福祉サービスを利用いただくために、積極的な受審をお願いいたします。

評価結果は、下記のHPで確認できます。

・全国社会福祉協議会（全国推進組織）HP

<http://www.shakyo-hyouka.net/>

・福岡県福祉サービス第三者評価推進機構HP

<http://www.fuku-shakyo.jp/hyoka/top.html>

●受審の申込先

- ・福岡県社会福祉士会 ☎ 092-483-2944
- ・医療・福祉ネットワークせいわ ☎ 0952-41-6522
- ・北九州シダブル協会 ☎ 093-582-0294
- ・福岡県介護福祉士会 ☎ 092-474-7015

●問い合わせ先

福岡県福祉サービス第三者評価推進機構事務局
・福岡県社会福祉協議会
施設福祉部 評価推進課 ☎ 092-584-3610

平成29年度

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
 - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
 - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

保険金額・年間保険料(1名あたり)

		Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金	1,320万円	1,800万円
	後遺障害保険金	1,320万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)
	入院保険金日額	6,500円	10,000円
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円
		外来の手術	32,500円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ	
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)	
年間保険料	基本タイプ	350円	510円
	天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者[個人]を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス など

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03 (3349) 5137
受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763
営業時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。